

2018年11月7日

株主の皆さまへのお知らせ

株式会社 十八銀行

第244期中間配当に関する取締役会決議のお知らせ

2018年11月7日開催の当行取締役会において、第244期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の中間配当について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

当行定款第38条の規定にもとづき、2018年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当金を支払う。

1. 中間配当金 1株につき 金3円
2. 効力発生日ならびに支払開始日 2018年12月11日(火曜日)

////////////////////////////////////

中間配当金および端数株式処分代金のお支払いについて

1. 2018年10月1日付で株式併合(10株を1株に併合)を実施しておりますが、第244期中間配当につきましては、基準日が2018年9月30日であるため、株式併合前の株式数に対してお支払いいたします。
2. 株式併合の結果、1株未満の端数が生じた株主様に対しては、端数に応じて端数株式処分代金を併せてお支払いいたします。
3. 中間配当金および端数株式処分代金領収証(銀行口座振込ご指定の方には「お振込先について」、株式数比例配分方式をご指定の方には「配当金のお受け取り方法について」)および「配当金および端数株式処分代金計算書」を、株主各位のお届出のご住所あてに12月10日に送付いたします。

株式名簿管理人 東京都中央区八重洲一丁目2番1号
みずほ信託銀行株式会社
同事務取扱場所 東京都中央区八重洲一丁目2番1号
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
電話お問合せ先 〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
電話番号0120-288-324(フリーダイヤル)